

**綾部市議会 令和 7 年 1 2 月定例会
議 案 説 明 資 料**

1 1 月 2 1 日

招集告示 1 1 月 2 1 日
会 期 1 2 月 1 日～1 2 月 1 9 日（1 9 日間）
付議案件 5 4 件
（内訳）条例関係 1 0 件：制定 2 件、一部改正 8 件
補正予算 7 件：一般会計 1 件、特別会計 3 件、
公営企業会計 3 件
そ の 他 3 7 件：動産の取得変更 1 件、
指定管理者の指定 3 5 件、
町の区域及び名称の変更 1 件

**議第 1 0 3 号 綾部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について**

1 制定の理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

乳児等通園支援事業者の一般原則、設備の基準、職員の配置基準など、当該事業の設備及び運営に関する基準を規定

3 施行期日

公布の日（第 2 4 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日）

議第 1 0 4 号 綾部市火入れに関する条例の制定について

1 制定の理由

火入れの中止等の要件として林野火災注意報を加えるほか、火入れに関する規定について所要の見直しを行うため、条例を制定（全部改正）しようとするもの。

2 制定の内容

- （1）火入れの許可の期間中であつても火入れを行ってはならない要件として、従来の強風注意報、乾燥注意報及び火災警報に加え、新たに林野火災注意報を追加
- （2）火入許可申請書等の様式を規則に委任し定めるなど、規則において規定すべき事項を整理

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

議第 105号 綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

物部保育園において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、当該事業に係る規定を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

実施事業に乳児等通園支援事業を追加し、当該事業に係る利用料を規定

・利用料 1時間当たり300円

3 施行期日

令和8年4月1日

議第 106号 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 107号 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 108号 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

（1）児童福祉法を引用する規定の整理

（2）利用乳幼児の健康診断に係る要件に、母子保健法第12条又は13条に規定する乳幼児健康診査を対象に新たに追加（議第107号のみ）

3 施行期日

公布の日

議第１０９号 綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく過料の対象となる者を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 正当な理由なく、支援給付に関する報告等を拒否又は虚偽をした場合の過料（１０万円以下）に処する者について、乳児等のための支援給付を受けた者等を追加
- (2) 乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者を過料（１０万円以下）に処する者として追加

3 施行期日

令和８年４月１日

議第１１０号 綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

利用者の利便性向上のため、公共施設予約システムにより使用許可に係る手続を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

使用料の納付に関する規定について公共施設予約システムによる手続に対応できるよう規定を整理

3 施行期日

令和８年４月１日

議第１１１号 綾部市火災予防条例の一部改正について

資料②（補足）

1 改正の理由

令和７年２月に発生した大船渡市林野火災を受け、市長が林野火災に関する注意報や警報を発することで林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 林野火災に関する注意報を創設するほか、火災警報発令中における火の使用の制限に関する規定を整備
- (2) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する規定の整理 など

3 施行期日

令和８年１月１日

議第 1 1 2 号 綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

消防団を取り巻く社会環境の変化に伴い、消防団員の数が年々減少傾向にあることから、団員の定数を見直すため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

団員の定数 (改正前) 9 6 0 人 → (改正後) 7 6 0 人 (2 0 0 人減)

3 改正の経過

市消防団は、消防団員が減少する中で、本年 2 月から 8 月にかけて検討委員会を開催し、消防団員の定数の見直しについて協議を重ねてきた。その検討結果を、1 0 月 2 9 日に山崎市長に報告。これを受け市としても検討し、今議会に定数を見直すための改正を提案することとした。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 1 1 3 号～議第 1 1 9 号 令和 7 年度補正予算⇒別掲

議第 1 2 0 号 動産の取得の一部変更について

1 提案の理由

拠点避難所等資機材を追加取得するため、議会の議決を求めるもの。

2 内容

(1) 拠点避難所等資機材を追加取得

	(変更前)		(変更後)
・ポータブル電源セット	5 2 セット	→	5 6 セット
・簡易トイレセット	2 6 セット	→	2 8 セット
・ワンタッチ間仕切りテント	2 6 張	→	2 8 張
・避難所用ワンタッチベッド	2 6 0 台	→	2 8 0 台
・避難所用間仕切りテント	2 6 組	→	7 0 組

(2) (1) に伴う取得金額の増額

変更前契約額 2 8, 3 8 2, 6 4 0 円

今回増額 6, 5 4 8, 0 8 0 円

変更後契約額 3 4, 9 3 0, 7 2 0 円

(参考) ・取得の方法 指名競争入札

・取得の相手方 綾部市本町七丁目 6 7 番地の 2

大槻ポンプ工業株式会社 代表取締役 大槻浩平

議第 1 2 1 号～議第 1 5 5 号 （公の施設の指定管理者の指定について）

資料②（補足）

1 提案の理由

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

2 内容

（１）施 設 数 5 9 施設

（２）指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（4 年間）

（綾部市立病院は令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 8 年 3 月 3 1 日

（1 0 年間））

議第 1 5 6 号 町の区域及び名称の変更について（位田町地内）

1 提案の理由

下位田地区における府営農地中間管理機構関連農地整備事業の施行に伴い、換地を行う必要が生じたため、町の区域及び名称の変更について、議会の議決を求めるもの。

2 内容

- ・位田町寺町 7 の 4、1 5、1 7、1 9、2 1 及び 2 2 の一部の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を位田町宮ノ越に変更
- ・位田町瀬戸 8 の 1、1 0 の 1、1 0 の 2、1 2 の 1、1 2 の 2 及び位田町岬 8 の土地並びにその土地に隣接する道路及び位田町岬 8 に隣接する瀬戸の道路を位田町北野台に変更
- ・位田町一本木 1 の土地及びその土地に隣接する道路を位田町下野台に変更